

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年3月6日(2024.3.6)

【公開番号】特開2023-107883(P2023-107883A)

【公開日】令和5年8月3日(2023.8.3)

【年通号数】公開公報(特許)2023-145

【出願番号】特願2023-96692(P2023-96692)

【国際特許分類】

A 61K 38/26(2006.01)

10

A 61P 1/00(2006.01)

A 61P 1/14(2006.01)

C 07K 14/575(2006.01)

【F I】

A 61K 38/26

A 61P 1/00

A 61P 1/14

C 07K 14/575 Z N A

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月27日(2024.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手術を受けた患者でかつ短腸症候群を有する患者を治療するための組成物であって、h
(G 1 y 2) G L P - 2 を含み、手術後48時間以内に前記患者に投与される、組成物。

30

【請求項2】

前記患者が非経口栄養を受けている、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記患者が毎週ある量の非経口栄養を受けており、前記組成物が、前記患者が受けける非経口栄養の量を減らすのに有効である、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記患者が非経口栄養を受ける必要性をなくすのに有効である、請求項2または3に記載の組成物。

【請求項5】

前記患者が、クローン病、腸間梗塞症、腸捻転、癒着もしくは放射線照射に起因する多発性狭窄、虚血症のうち1つ以上に継発する短腸症候群を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載の組成物。

40

【請求項6】

前記患者が、

a) 健常個体と比較して制限されるがいくらかの検出可能な、食事により刺激される G L P - 2 分泌、

b) 健常個体と比較してより少ないがいくらかの検出可能な G L P - 2 産生組織、及び

c) 健常個体と比較して向上した内因性 G L P - 2 基礎レベル

のうち1つ以上を有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

50

腸管の湿重量吸収を増加させる、腸管のエネルギー吸収を高める、または糞便の湿润重量を減少させるのに有效である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記患者に皮下投与または静脈内投与される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

手術を受けている患者でかつ手術後に短腸症候群を発症すると予想される患者を治療するための組成物であって、h (G l y 2) G L P - 2 を含み、手術中に前記患者に投与される、組成物。

【請求項 10】

手術後 4~8 時間以内に前記患者にさらに投与される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記患者が、手術後に非経口栄養を受けると予想される、請求項 9 または 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記患者が毎週ある量の非経口栄養を受けると予想され、前記組成物が、前記患者が受け非経口栄養の量を減らすのに有効である、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記患者が非経口栄養を受ける必要性をなくすのに有効である、請求項 11 または 12 に記載の組成物。

【請求項 14】

前記患者が、クローン病、腸間梗塞症、腸捻転、癒着もしくは放射線照射に起因する多発性狭窄、虚血症のうちの 1 つ以上に続発する短腸症候群を有する、請求項 9 ~ 13 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 15】

前記患者が、

- a) 健常個体と比較して制限されるがいくらかの検出可能な、食事により刺激される G L P - 2 分泌、
- b) 健常個体と比較してより少ないがいくらかの検出可能な G L P - 2 産生組織、及び
- c) 健常個体と比較して向上した内因性 G L P - 2 基礎レベル

のうち 1 つ以上を有する、請求項 9 ~ 14 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 16】

腸管の湿重量吸収を増加させる、腸管のエネルギー吸収を高める、または糞便の湿润重量を減少させるのに有効である、請求項 9 ~ 15 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 17】

前記患者に皮下投与または静脈内投与される、請求項 9 ~ 16 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 18】

手術後に短腸症候群の発症が予想される患者を治療するための組成物であって、h (G l y 2) G L P - 2 を含み、手術前に前記患者に投与される、組成物。

【請求項 19】

手術前 1 ヶ月以内に少なくとも 1 回前記患者に投与される、請求項 18 に記載の組成物。

【請求項 20】

前記患者が、手術後に非経口栄養を受けると予想される、請求項 18 または 19 に記載の組成物。

【請求項 21】

前記患者が毎週ある量の非経口栄養を受けると予想され、前記組成物が、前記患者が受け非経口栄養の量を減らすのに有効である、請求項 20 に記載の組成物。

【請求項 22】

前記患者が非経口栄養を受ける必要性をなくすのに有効である、請求項 20 または 21 に

10

20

30

40

50

記載の組成物。

【請求項 2 3】

手術後に前記患者が、クローン病、腸間梗塞症、腸捻転、癒着もしくは放射線照射に起因する多発性狭窄、及び虚血症のうちの1つ以上に続発する短腸症候群を発症すると予想される、請求項18～22のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 2 4】

手術後に前記患者が、

a) (健常個体と比較して) 制限されるがいくらかの検出可能な、食事により刺激される G L P - 2 分泌、

b) (健常個体と比較して) より少ないがいくらかの検出可能な G L P - 2 産生組織、及び 10

c) (健常個体と比較して) 向上した内因性 G L P - 2 基礎レベル
のうち1つ以上を生じると予想される、請求項18～23のいずれか1項に記載の組成物。
。

【請求項 2 5】

腸管の湿重量吸収を増加させる、腸管のエネルギー吸収を高める、または糞便の湿潤重量を減少させるのに有効である、請求項18～24のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 2 6】

前記患者に皮下投与または静脈内投与される、請求項18～25のいずれか一項に記載の組成物。

20

30

40

50